

関東学院大学若手研究奨励制度 2019 年度公募要領

<2019年度における変更点>

- ① 本制度への応募要件として「2019年4月1日現在で平成32年度（2020年度）の科研費「若手研究」の応募資格を有する者」を追加しました。

I. 応募要件

(3) 2019年4月1日現在で平成32年度（2020年度）の科研費「若手研究」の応募資格を有する者

※ 以下のいずれかの要件に該当する者をさします。

- ① 2020年4月1日現在で博士の学位取得後8年未満の者（2013年4月2日～応募時までに博士の学位を取得した者）
- ② 2020年4月1日現在で博士の学位取得後に取得した育児休業等（産前・産後の休暇、育児休業）の期間を考慮すると、博士の学位取得後8年未満となる者
- ③ 応募時に博士の学位を取得しておらず、2019年4月1日までに博士の学位を取得する予定の者であり、かつ、2020年4月1日現在で40歳以上の者
- ④ 応募時に博士の学位を未取得であり、かつ、2020年4月1日現在で39歳以下の者

- ② 公募期間を延長しました。

II. 応募手続き

公募期間 2018年12月3日（月）～2019年2月28日（木）

- ③ 採否結果の決定通知時期を「2019年6月上旬（予定）」に変更しました。

III. 決定通知

2019年6月上旬（予定）に所属長を経て通知します。

- ④ 本制度への応募者が、助成年度においてその他の研究資金に採択された場合の審査の上での調整について詳細を追加しました。

IV. 応募に際しての留意事項

8. 本制度への応募者が平成31年度（2019年度）科研費等の研究資金において研究代表者等として採択された場合は、競争的資金の過度な集中を避けるため、審査の上で採否についての調整を行う可能性があります。

- ⑤ 本制度の助成対象者が、助成年度においてその他の研究資金に応募する場合の学内調整について追加しました。

IV. 応募に際しての留意事項

10. 本制度による助成の対象となった者が当該年度においてその他の研究資金に応募する場合、競争的資金の過度な集中を避けるため、学内選考で調整を行う可能性があります。

関東学院大学若手研究奨励制度とは、関東学院大学若手研究奨励制度規程に基づき、本学の若手研究者における研究活動の活性化のために必要な助成を行い、もって本学の研究の興隆を図るとともに、科学研究費助成事業（以下「科研費」）等の競争的外部資金の獲得推進を目的とするものです。

つきましては、2019年度の公募を実施いたしますので、下記により研究計画書等の応募書類をご提出ください。

I. 応募要件

次の(1)～(3)の全ての要件を満たす者が対象となります。

- (1) 応募時に教授、准教授、専任講師、助教又は助手（以下「教員等」）の職位にある者
- (2) 平成31年度（2019年度）の科研費又はこれに準ずる補助金に研究代表者として応募した者
- (3) 2019年4月1日現在で平成32年度（2020年度）の科研費「若手研究」の応募資格を有する者

※ 以下のいずれかの要件に該当する者をさします。

- ⑤ 2020年4月1日現在で博士の学位取得後8年未満の者（2013年4月2日～応募時までに博士の学位を取得した者）
- ⑥ 2020年4月1日現在で博士の学位取得後に取得した育児休業等（産前・産後の休暇、育児休業）の期間を考慮すると、博士の学位取得後8年未満となる者
- ⑦ 応募時に博士の学位を取得しておらず、2019年4月1日までに博士の学位を取得する予定の者であり、かつ、2020年4月1日現在で40歳以上の者
- ⑧ 応募時に博士の学位を未取得であり、かつ、2020年4月1日現在で39歳以下の者

II. 応募手続き

| | |
|------|--------------------------------|
| 公募期間 | 2018年12月3日（月）～2019年2月28日（木） |
| 提出書類 | 関東学院大学若手研究奨励制度 研究計画書（助成金申請書含む） |
| 提出方法 | 所属の学部等の長（以下「所属長」）を経て研究推進課に提出 |

III. 決定通知

2019年6月上旬（予定）に所属長を経て通知します。

IV. 応募に際しての留意事項

1. 1研究計画あたりの助成額は50万円を上限とします。また、助成金の用途は研究活動に直接必要な経費であり、その取り扱いは、「関東学院大学科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）の取扱規程」及び「関東学院大学競争的資金等の運営・管理に関する規程」に準ずるものとします。
2. 助成期間は単年度とします。
3. 研究計画を共同で行う場合、共同研究者として若干名を加えることができます。共同研究者については年齢及び職位に制限はありません。
4. 本制度による助成はあくまで研究活動の一部を補填するものですので、主たるものは学部等予算及び外部資金等によることが必要です。
5. 1人の教員等が応募できる研究計画は、年度につき1件とします。
6. 関東学院大学戦略的プロジェクト研究制度と重複して応募することはできません。
7. 助成額については、審査の上で調整を行うことがあります。

8. 本制度への応募者が平成 31 年度（2019 年度）科研費等の研究資金において研究代表者等として採択された場合は、競争的資金の過度な集中を避けるため、審査の上で採否についての調整を行う可能性があります。
9. 本制度による助成の対象となった者は、科学研究費助成事業応募奨励研究費（再応募支援経費及び論文投稿支援経費）に申請することはできません。
10. 本制度による助成の対象となった者が当該年度においてその他の研究資金に応募する場合、競争的資金の過度な集中を避けるため、学内選考で調整を行う可能性があります。

V. 審査結果の開示

審査の透明性の確保及び今後の競争的研究資金への応募に資するため、審査結果は原則として開示することを予定しています。

VI. 助成の対象となる者の義務

本制度による助成の対象となる者には、次の各項の義務が生じます。

1. 2020 年 3 月末日までに、研究活動報告書及び収支決算報告書を提出してください。なお、提出された報告書は、本制度審査委員会による評価又は監査の対象となります。
2. 平成 32 年度（2020 年度）科研費又はこれに準ずる補助金に研究代表者として応募してください。
3. 研究成果について、原則として研究期間終了後 1 年以内に、本制度の助成による旨を明記して、印刷公表してください。

※本制度名称（研究成果を公表する際にご使用ください。）

関東学院大学若手研究奨励制度

Kanto Gakuin University Research Grant for Young Researchers

VII. 研究計画書（助成金申請書含む）の作成上の注意・ポイント

1. 所定の様式の改変は原則として認められません。ページがずれないように注意してください。
2. 各欄には、それぞれに記載してある指示に従って記入してください。
3. 提出は片面印刷として、ホチキス留めはしないでください。
4. 図表などを用いると内容が整理され、視覚的にも理解しやすくなります。
5. 強調したい部分には太線や下線を使用するなど工夫すると効果的です。
6. 審査委員は応募者と同じ専門領域とは限りませんので、専門的な言葉の多用は避け、一般の人でも理解できるような分かりやすい記述をお願いします。

以上

【問い合わせ先】

研究推進課

担 当：鈴木亮策・森真実

T e l : 045 - 786 - 2924

E x t : 61 - 4602

E-mail : kenkyu@kanto-gakuin.ac.jp